

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 保安林の指定予定

〃

【公告】

○ 基本測量の実施

○ 公共測量の終了

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工

の完了

指導監査室

治山課

〃

監理課

〃

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター バンビ

2 所在地

岡山県備前市三石二七九一番一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人しあわせの郷

2 所在地

岡山県備前市三石二七九一番一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年十一月九日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇三〇〇〇

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市東区瀬戸町大内字箕ケ市二〇五八、二〇六七、二〇六八の一、二〇七六の一、二〇七七の一、二〇七八の一、二〇七九、二〇八一、二〇八二の一、二〇八三の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字箕ケ市二〇五八・二〇七八の一・二〇七九・二〇八二の一・二〇八三の二

(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔五六一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町	測量区域
基本測量（オルソ作成）	測量の種類
令和五年十二月二十二日から令和六年三月三十一日まで	測量期間

〔五六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市檜原上地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年九月二十六日	終了年月日

〔五六三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四〇八九号 令和五年十一月九 日	一 井原市西江原町字土居一六〇六番	四・〇〇	三一・八六

〔五六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字近政三八二―八、三八二―一六、三八二―一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市四十瀬二二五―六アルカンジュ四十瀬二一〇三号

岡田 和也

岡田沙也果

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十二日岡山県指令建指第一六八号